

いたばし災害ボランティアセンター 運営方針

目次

I	災害ボランティアセンターの目的と役割	P 1
1	目的	
2	役割	
3	区・ボラセン・社協の役割分担	
4	関係図	
II	災害ボランティア本部及び災害ボランティアセンターの設置	P 3
1	災害ボランティア本部の設置	
2	災害ボランティアセンターの設置	
3	設置までのフロー	
III	災害ボランティアセンターの運営	P 6
1	運営理念	
2	運営主体	
3	運営時間	
4	活動内容	

いたばし総合ボランティアセンター

I 災害ボランティアセンターの目的と役割

1 目的

いたばし総合ボランティアセンター（以下「ボラセン」という）は、区域内に大規模な震災等の災害が発生した時、板橋区地域防災計画および板橋区により板橋区社会福祉協議会（以下「社協」という）と締結した「災害時におけるボランティア支援活動等に関する協定書」に基づき、板橋区、社協等と連携し「いたばし災害ボランティアセンター（以下「災害ボラセン」という）」を設置する。

「災害ボラセン」は、総合的なコーディネートを実施することを目的に、実践経験を積んだコーディネーターやボランティアのほか、様々な団体・機関の協力を得て、区内の災害ボランティア活動支援を円滑に進めるものとする。

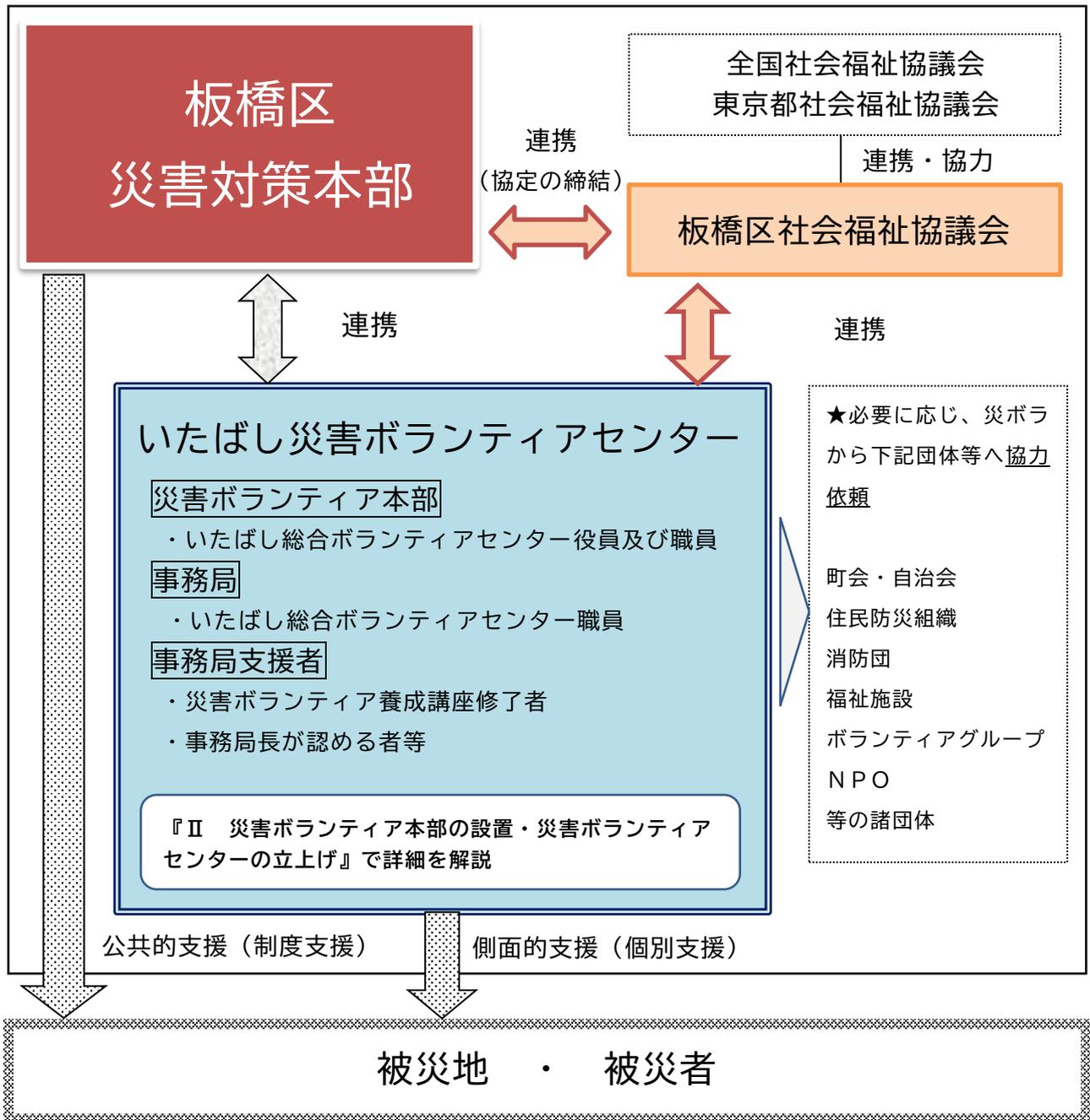
2 役割

災害ボラセンは、被災者のニーズ(被害の復旧や生活の支援、心の支えを求める気持ち)をキャッチすると共に、「被災された方を支援したい」という思いを持って駆けつけたボランティアと支援方法を検討して、その力を被災者のニーズに結びつけ、一日でも早く自立した生活を送れるようにコーディネートを行うことを役割とする。

3 区・ボラセン・社協の役割分担

板橋区	ボラセン (いたばし総合ボランティアセンター)	社協 (板橋区社会福祉協議会)
<p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボラセン立上げ運営にかかわる連絡・調整 ○災害応急支援活動等の関係機関への要請 ○活動拠点の確保 ○災害時に必要な資機材の確保 ○協力業務を要請した場合の費用負担 ○災害時ボランティア保険加入金の負担 ○被害状況および区が掌握する情報を災害ボラセンへ提供 ○支援内容、被災情報の災害ボラセンへの通知 ○他の自治体等との連絡調整 <p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボラセン立上げ・運営訓練への参加 ○災害ボラセン運営マニュアル整備にかかわる連絡・調整 	<p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動の拠点作り ○災害ボラセンの運営 ○ボランティアの受入れ・コーディネート・支援 ○災害情報の区への報告 ○区内活動団体情報の提供 ○活動資機材の調整 ○区災害対策本部から提供を受けた被災情報等の区民への提供 <p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティア(センター運営スタッフ)養成とスキルアップ ○災害ボラセン運営マニュアル整備 ○近隣団体との協力体制の確立 ○関係機関等との協力体制 ○災害ボランティア活動の啓発 ○区内活動団体情報の収集・一元化 ○防災訓練への参加・防災活動の協力 ○災害ボラセン立上げ・運営訓練 ○災害ボラセン運営にかかわる研修参加によるスキルアップ 	<p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボラセンの職員派遣(職員派遣相互協定による職員派遣も含む) ○東京都社会福祉協議会及び他市区町村社協との連携 ・職員派遣要請 ・連絡調整、情報収集・提供 ・災害支援関連物資、器材等の提供 ・東京都社会福祉協議会のコーディネーターの応援要請 ○板橋社協が有する災害支援関連物資、資器材等、板橋社協が掌握する情報の提供 <p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボラセン立上げ・運営訓練への参加 ○福祉関連団体との協力体制の確立 ○災害・防災にかかわる取り組みの啓発 ○災害関連にかかわる研修参加によるスキルアップ

4 関係図



II 災害ボランティア本部及び災害ボランティアセンターの設置

発災後 72 時間の人命救助が優先される。災害ボラセンからのボランティア支援は、緊急人命救助が終了し、ボランティア活動の安全性が確認された後に行われる。

1 災害ボランティア本部の設置

(1) 設置基準・判断

震度 5 強以上の地震が発生した時、本部構成員は自動参集し、災害ボランティア本部を設置する。また、河川の氾濫、土砂崩れ等により甚大な被害が発生又は発生する恐れがある場合、板橋区(地域振興課)と社協との協議を基に、板橋区災害対策本部からの要請により災害ボランティア本部を設置する。

発災後、本部構成員の自動参集ができない時は、非常配備員により本部を代行する。

(2) 設置場所

発災後、いたばし総合ボランティアセンター(本町24-1)に設置する。ただし、小豆沢体育館に災害ボラセンが開設された場合は、併せて本部も移転する。

(3) 設置期間

板橋区及び社協との協議により、本部長が災害ボランティア本部の役割が終了したと認める時までとする。

【災害ボランティア本部の設置に係る概要】

①本部設置	本部長	・いたばし総合ボランティアセンター役員会会長 ※役員会会長に事故ある時は、役員会会長代理がその職務を代行する
	構成員	・いたばし総合ボランティアセンター役員及び職員
	本部代行	・本部設置までの間、非常配備員により本部代行を行う場合がある
②本部会議	招集	・本部長が行う
	内容	・ボランティア支援活動方針及び活動計画 (ボランティア及びコーディネーターの受入れ等) ・他ボランティアセンター職員等の派遣応援の受入れに関する事 ・災害情報の収集・連絡調整に関する事 ・その他ボランティア支援活動に関する事
③事務局	事務局長	・本部が任命し、事務局長は事務局を統括する
	副事務局長	・本部が任命し、事務局長を補佐する ※事務局長に事故ある時は、その職務にあたる
	構成員	・いたばし総合ボランティアセンター職員
	支援者	・災害ボランティア(センター運営スタッフ)養成講座修了者 ・その他、事務局長が認める者
④非常配備	参集	・板橋区に震度 5 強以上の地震が発生した時 ・役員会会長(本部長)が招集の必要を認めた時
	非常配備員	・いたばし総合ボランティアセンター役員の代行者(事前登録)及び職員
	設置場所	・いたばし総合ボランティアセンター(本町 24-1)
	態勢	・本部並びに災害ボラセンの設置・運営に関わる準備態勢を確保する

2 災害ボランティアセンターの設置

(1) 設置基準・判断

災害ボラセンの設置については、板橋区地域防災計画及び協定第3条に基づき板橋区災害対策本部が災害ボラセンの設置の必要性を認めた時、区地域振興課を通じて設置の要請が行われる。ただし、設置要請より前に設置が必要と認められる場合は、参集した非常配備体制の職員の判断により、災害ボラセンを設置するものとする。

(2) 設置期間

設置期間は、ボランティア活動に対する要請状況等に対応しつつ、被災者、被災地の救援活動の必要性、復旧状況について災害ボランティア本部が検討し、板橋区災害対策本部と協議のうえ期間を決定する。

なお、災害ボランティアのニーズが変化し、災害ボラセンを閉鎖する場合においても、継続的な復旧、復興への取組みが必要なことから、板橋区と社協、ボラセンの間で協議を行い、閉鎖後の支援の体制を検討する。

(3) 設置場所

板橋区地域防災計画および協定第2条に基づき、「小豆沢体育館」に設置する。

災害の規模が広範囲にわたる場合や局地的な災害で、災害ボラセンの設置場所と支援場所が離れている場合は、本部機能を有する災害ボラセンの他に、サテライトを設置することを検討する。

(4) 開設準備

①情報連絡体制

- ・電話、FAX、パソコン等の機器類の動作確認を行う。
- ・外部との連絡通信手段を確保する（外線の確保）。

※受発信は分ける。電話が不通の場合は、防災行政無線を使用する。

②情報収集・手段

- ・災害応急・復旧活動等に備え、板橋区災害対策本部との連携および情報収集を行う。

③人的確保

- ・板橋区社会福祉協議会に職員派遣依頼
- ・板橋区社会福祉協議会経由で、東京都社会福祉協議会に応援職員派遣依頼
- ・災害ボランティア(センター運営スタッフ)養成講座修了生
- ・区内・区外のボランティア団体／NPO／関係団体

④活動資金

- ・区災害対策本部(地域振興課)との協議により、運営費、活動費を調整する。
- ・共同募金会の災害支援制度による助成金や、公募による支援金を募集する。

⑤資器材・備品

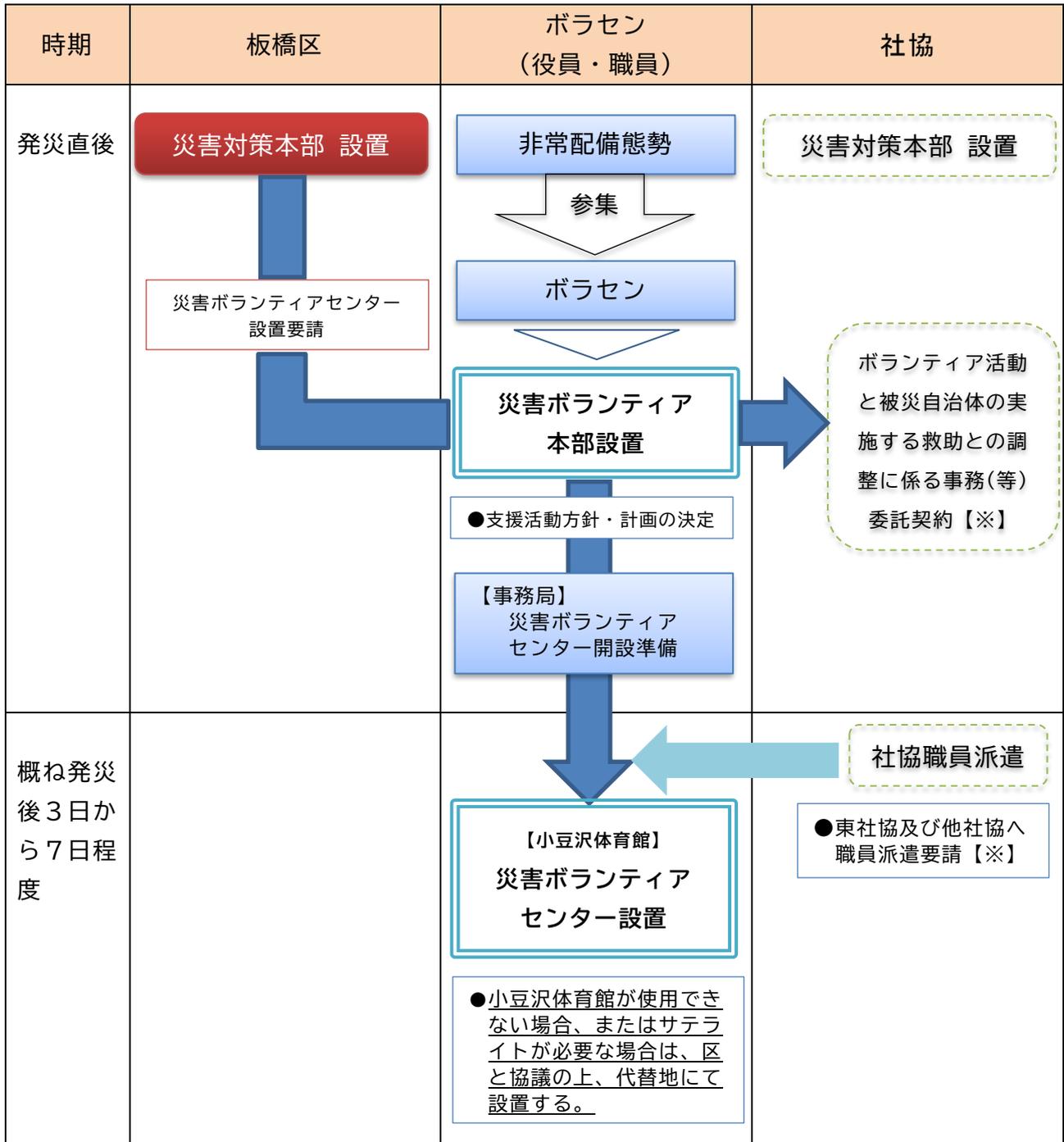
- ・小豆沢体育館防災倉庫資器材及び備品、並びに体育館事務所の備品等を活用する。
- ・ボラセンより搬入する。

※備蓄していない資器材は、都度発注するとともに、支援団体からの借用も検討する。

⑥災害ボラセン開設等の周知（情報発信）

- ・災害ボラセンの開設やボランティアの募集については、ホームページ・SNSのほか、町会・自治会、避難所等で周知（ニーズ収集等含む）を行う。
- ・わかりやすい情報を発信するため、参加方法やボランティア依頼の手続き方法、よくある質問をQ&A等で提示し、混乱をしないように努める。

3 災害ボランティアセンター設置までのフロー



※板橋区と板橋区社会福祉協議会が締結する「ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に係る事務（等）委託契約」や災害の規模や程度に応じて、災害ボランティアセンターから区社協、東社協、他社協へ職員派遣要請がなされる。

Ⅲ 災害ボランティアセンターの運営

1 運営理念

- ①被災者が主体であることを念頭に、被災者の心情に十分配慮しながら、被災者に寄り添い、被災者が自らの力で生活や地域の再建を図ることができるよう支援を行う。
- ②ボランティアが安全に活動できる環境を整備し、ボランティアの持つ自発性、創造性等を活かして、その力を最大限に発揮できるようコーディネートを行う。
- ③被災者の力になりたいというボランティアに対する感謝の気持ちを忘れずに、誠意を持ってコーディネートを行う。
- ④被災者支援に関わる団体と連携を図り、活動に混乱を来さないよう、情報の共有や意見の調整に努める。
- ⑤災害ボラセンの活動が被災者の自立支援のための一時的な活動であることを認識し、その目的が達成した段階で速やかに閉鎖をする。

2 運営主体

災害ボラセンの運営は、協定に基づき、板橋区、社協と連携し、他団体の協力を得ながら、ボラセンが運営する。

3 運営時間

災害ボラセンスタッフ、災害支援ボランティアの継続的な支援活動の持続を考慮し、運営時間は8：30～17：30を原則とする。但し、必要性に応じて、柔軟に対応する。

4 活動内容

- ①災害ボランティアの登録
- ②災害ボランティアのコーディネート業務
- ③災害ボランティア活動に関する情報の収集および提供、相談窓口の開設
- ④災害ボランティアの安全確保や環境整備
- ⑤ボランティア保険の加入受付、手続き、事故に関わる対応
- ⑥ボランティアニーズの調査
- ⑦各関係機関、団体等との連絡調整
- ⑧救援物資等の調整に関する業務
- ⑨その他、災害の状況に応じて必要な支援・業務

いたばし災害ボランティアセンター運営方針

令和6年10月 発行

発行 いたばし総合ボランティアセンター

編集協力 板橋区危機管理部 防災危機管理課
板橋区危機管理部 地域防災支援課
板橋区区民文化部 地域振興課
板橋区区民文化部 スポーツ振興課
板橋区社会福祉協議会

事務局 いたばし総合ボランティアセンター
東京都板橋区本町 24-1
電話 03-5944-4601